

いしかわ食育手伝い隊 募集・登録要領

1 いしかわ食育手伝い隊とは

各地域で取り組む（取り組まれている）食育活動をお手伝いしていただける各種事業者・団体・個人等のことである。

この方々を「いしかわ食育手伝い隊」として、県保健福祉センターに登録し、食育活動に取り組む（取り組みたい）団体が、支援可能な団体・個人を簡単に探し出せるようにする。

2 いしかわ食育手伝い隊として登録できる方々

- (1) 事業者等：生産・加工・流通・調理などに関する事業者及び関係団体
- (2) 各種団体：婦人会、老人会、食育活動を行うために結成された任意団体等、地域の各種団体
- (3) 個人：食育に関する指導、協力のできる個人

3 登録手順など

- (1) 事業者等は、登録申込書に必要事項を記入し、市町食育担当課、いしかわ食育コーディネーター、または、県保健福祉センターに提出する。
- (2) 申請書を受理したいいしかわ食育コーディネーターは、市町食育担当課へ提出し、市町食育担当課は、市町へ申請された分と合わせて、県保健福祉センターへ提出する。
- (3) 各県保健福祉センターで情報を登録する。
- (4) 登録された内容は、県および保健福祉センターのホームページ等で紹介される。

4 いしかわ食育手伝い隊の活動について

- (1) 登録情報は、県保健福祉センターや市町食育担当課、いしかわ食育コーディネーターを通じて、食育活動の支援を依頼したい団体等へ紹介される。
- (2) 活動に係る経費等については、事前に依頼側と手伝い隊で相談して決定する。（基本的に活動に係る実費は依頼側が負担すること。）

平成21年5月 8日作成

平成24年5月29日訂正

平成28年6月 2日訂正